

生駒市水道事業管理規程第2号

生駒市水道事業公印規程の一部を改正する規程を次のように公表する。

令和4年3月31日

生駒市水道事業管理者 古川 文男

生駒市水道事業公印規程の一部を改正する規程

生駒市水道事業公印規程（昭和43年4月生駒市水道事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第9条中「の事故等によりその職務が代理される」を「に事故等があるため、他の職員がその職務を代理する」に、「市長印」を「管理者印」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。